

# 青法協 東京支部ニュース

発行

青年法律家協会  
弁護士学者合同部会  
東京支部

〒170-0005豊島区南大塚3-36-7  
T&Tビル4階パートナーズL/O内  
TEL 03-6907-4516  
FAX 03-6907-4517



昨年10月の例会「23期司法修習生任官拒否問題について」で語る中山武敏弁護士

## contents

### 青法協東京支部総会議案 ……2頁～18頁

I 情勢	… 3
II 憲法問題	… 3
III 人権・民主主義の課題と裁判	… 5
IV 司法制度問題	…11
V 2010年の東京支部の活動と今後の方針	…15

### ■例会報告 ……19

9月例会「新宿七夕訴訟」

10月例会「23期司法修習生任官拒否問題について」

11月例会「児童養護施設の子もたちの人権について考える」

### □春合宿のお知らせ ……21

# 青法協東京支部総会議案

日時：2011年2月26日(土) 14:00～

場所：プラザエフ（主婦会館）9階（JR四ツ谷駅 麴町口1分）

## < 目次 >

### I 情勢

### II 憲法問題

- 1 比例定数削減問題
- 2 憲法フェスティバル

### III 人権・民主主義の課題と裁判

- 1 外国人研修生問題
- 2 B型肝炎訴訟
- 3 堀越・世田谷国公法違反事件
- 4 市民メディアNPJの活動
- 5 子どもの貧困に関する取組（日弁連人権擁護大会）
- 6 NPT再検討会議とニューヨークでの活動報告

### IV 司法制度問題

- 1 裁判員制度
- 2 法曹人口問題
- 3 給費制の完全復活を目指して～1年延期という勝利の報告と運動の総括
- 4 検察官の証拠改ざん問題

### V 2010年の東京支部の活動と今後の方針

- 1 定例学習会と合宿
- 2 人権研究交流集会
  - (1) 憲法第25条分科会
  - (2) 性教育裁判分科会
- 3 新人サポートメーリングリスト

# I 情 勢

1 日本においては、国際的にはグローバル化、国内的には少子高齢化の中で、21世紀のわが国のあるべき姿、ビジョンが描けない中で先行きの見えない不安感が広がっている。

2 新しい時代に適応できない自民党政治は終焉し、一昨年9月に、民主党を中心とする政権への政権交代という形で実現した。

しかし、鳩山民主党政権発足後、管政権へ引き継がれた民主党政治は、時代のダイナミックな要請に未だ応えておらず、期待をかけた国民の間に失望が広がっている。昨夏の参議院選挙では大敗を喫し、ねじれ国会の運営は多難を極めている。

すなわち、平和・安保・外交問題では、日米同盟偏重からの脱却ができず普天間基地問題では沖縄県民の失望を買い、農業問題でも環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への参加問題は日本農業を壊滅に迫りやろうとしている。

また、小沢前幹事長の政治資金規正法違反問題等の政治とカネをめぐる爆弾を党内に抱

え、本来リーダーとしてやるべき国のあり方や国民生活向上へ向けての本質的議論は行われず、足の引っ張り合い、権力闘争にあけくされる閉塞状態が続いている。

経済的には、リーマンショック以降、大企業の経済力は一息ついた感があるが、99%を占める中小企業の将来は見え、雇用不安とりわけ若年層の就職問題、非正規雇用問題は深刻で、格差社会化は拡大している。警察庁が発表した平成21年の自殺数は、32,845人で平成10年から11年連続で3万人を超え経済苦・生活苦を理由とした自殺者が増加の一途をたどっている。

3 平和と民主主義を希求し、個人の尊厳と人権を尊重する法律家としてこのような、不安化社会、個人軽視社会は、まさに人権問題として看過できない問題である。

われわれ法律家は、個々の事件において人権救済に全力を尽くすとともに、その根源に対する分析と問題意識の交流、議論を強める必要がある。

# II 憲 法 問 題

## 1 比例定数削減問題

(1) 一昨年に誕生した民主党政権は、そのマニフェストの中で「ムダづかいの一掃」を理由とし、「衆議院の比例定数を80削減する」と明記している。衆議院の比例定数を80削減すると、小選挙区は300議席、比例代表は100議席となり、比例定数が25%にまで圧縮されることになる。2009年8月の衆議院議員総選挙や、2010年7月の参議院議員選挙における「一票の格差」の問題で、投票価値の不平等を違憲とする高等

裁判所の判決があいついでいる。そこで、選挙制度改革と称して、この「一票の格差」の是正の問題とセットで、衆議院の比例定数削減の問題が益々現実味を帯びている状況である。

(2) この民主党のマニフェストどおりに比例定数が80削減された場合、定数が480から400に減る結果、どの政党も議席数が減少するが、その減り方には顕著な違いがある。第一党の民主党は、308議席が274議席に減少するが、議席占有率は64.1

7%から68.50%に増加する。得票率42.41%（比例）に対比すれば、実に「6割増」の議席を得ることになる。第二党の自民党は、119議席が94議席に減少し、議席占有率は24.79%から23.50%に減るが、大きな減少とはいえない。

これに対し、第三党以下は致命的な打撃を被ることになる。2009年の総選挙で、公明党・共産党・社民党・みんなの党・国民新党・新党日本の6つの政党は、あわせて29.50%の得票を得て、46議席（議席占有率9.58%）を獲得したが、80議席が削減されると、6党の議席は25に減少し、議席占有率も6.25%にまで下がる。民主党が「得票率の6割増」を得るかわりに、第三党以下は「得票率の5分の1」にまで圧縮されることになる。比例定数削減によって、これだけの民意が人為的に消し去られることになってしまう。

（3）比例定数の削減により、真っ向から政府と対決してきた少数政党などは、議席を切り縮められて論戦や追及の機会をますます奪われてしまう。一方、民主党と自民党は、財界やアメリカと連携し、構造改革や自衛隊派兵を推進する点では基本的に同じ方向をめざす政党であるが、死票を避けようとするれば、国民は、小選挙区では同質性のある2つの政党のいずれかに投票するしかなくなり、選択の幅を著しく狭められることになる。総選挙に勝利した第一党（＝政権党）が組織する政権は、絶対的な権力を確保するが、第二党を含めた野党の議席は人為的に圧縮され、政権への対抗力を奪われる。しかも、政権党がもし3分の2を超える議席を獲得すれば、参議院で否決された法案を特別多数決（再議決）で成立させることができってしまう。

（4）日本国憲法の定める国民主権は、国民が「正当に選挙」して選び出した「代表者」を通じて、実際に政治を動かしていくことを意味しており、その国民主権が生きるためには、「代表者」が国民の意思（民意）を正し

く反映していなければならない。民意を歪曲して政権党と政権に絶対的な権力を与え、国会を「首相選出機関」「法案追認機関」にしてしまう比例削減と小選挙区制は、日本国憲法の求める政治とはかけ離れている。

また、世界の趨勢を見ても、OECD加盟30カ国のうち、下院に単純小選挙区を採用しているのはアメリカ、イギリス、フランス、カナダ、オーストラリアの5カ国に過ぎず、並立制の日本、韓国、メキシコを加えても8カ国に過ぎない。それ以外の国は、いずれも民意を反映する比例代表をベースにした選挙制度となっている。また、イギリス下院は2009年2月、現行の単純小選挙区制変更の可否を問う国民投票を実施する法案を可決した。2大政党制の本家とされるイギリスでも、小選挙区制度の見直しが始まっている。比例定数を削減して単純小選挙区に向かおうとするのは、世界の趨勢への逆行以外のなにものでもない。

（5）このような比例定数削減を阻止するためには、今後、早急に衆院比例定数削減・「国会改革」反対の世論と運動を飛躍的に強化していく必要がある。また、小選挙区制賛成の一大キャンペーンを行ってきた大手マスメディアに対し、公正・公平な報道を行うように働きかける運動も必要であろう。

## 2 憲法フェスティバル

2010年5月22日に第24回憲法フェスティバルが開催された。今回は、崔善愛さん（ピアニスト）・三宅進さん（チェリスト）の演奏、青年劇場による郡読、そしてジャーナリストの堤未果さんによる講演が行われた。特に、9・11以降、「愛国者法」により、テロ対策の名目で国家が堂々と市民の人権・プライバシーを侵害するようになった米国の現状、そして、同様の現象は、日本でも起こりつつあるという、堤さんの講演は、非常に強く印象に残った。

参加者は600名を超え、内容についても非常に好評を博し、成功裏に終えることができた。本年も会員が実行委員として運営の中心的役割を担うだけでなく、支部として宣伝活動の面で全面的に支援し、会の成功に大きく貢献することができた。

多くの憲法イベントが存続を危ぶまれる中、憲法フェスティバルは、次回で25周年を迎える。「憲法のすそを広げる」という憲法フェスティバルのスローガンを実現していくために、東京支部は、今後も同会の存続・成功に貢献していきたい。

### Ⅲ 人権・民主主義の課題と裁判

#### 1 外国人研修生問題

##### (1) 外国人研修・技能実習生問題

外国人研修・技能実習制度、日本の技能・技術・知識を「開発途上国」等に移転することにより国際貢献するという美名のもとで、実際には、労働法の保護すら受けられない低賃金労働者（チープレイバー）を使うための制度として機能している。多くの研修・技能実習生が残業時給300円程度で酷使され、受け入れ機関に抗議や要求をすれば、送り出し国に「強制帰国」され、帰国後には保証金没収、違約金請求により財産を失い、借金だけが残るということもある。また、パスポートの取り上げ、暴力、セクハラなどの人権侵害も横行している。

後述の青法協の会員によるこの問題への取り組みも影響して、政府は制度を改革せざるを得なくなり、団体監理型の研修は廃止され、原則として1年目から労働法の適用される技能実習生として受け入れるという制度に変わった。しかし、新制度でも技能実習生のおかれた実情は変わらず、許し難い人権侵害が続いている。

##### (2) 青法協の会員による取り組み

2007年頃から、青年法律家協会東京支部、愛知支部、熊本支部等の若手会員を中心に、研修・技能実習生問題への取り組みが始まり、全国各地で訴訟を提起し、労働審判を

申し立てた。また、2008年6月には、同会員らを中心に外国人研修生問題弁護士連絡会が結成され、全国各地での訴訟などに取り組みつつ、情報交換を行い、法務省、厚生労働省への申し入れなどを行うようになった。

2009年3月25日には、東京支部会員らが、津地裁四日市支部で研修生の労働者性を初めて認めた三和サービス事件判決（労働判例983号）を勝ち取り、この結論は、名古屋高裁でも維持された（労働判例1003号）。また、2010年1月29日、熊本支部会員らが中心に取り組んだ熊本地裁スキルほか事件でも、研修生の労働者性を認め、更に第一次受け入れ機関である協同組合の損害賠償責任を認める判決を勝ち取った（労働判例1002号）。協同組合は控訴したが、同年9月13日、福岡高裁で一審の結論が維持された（労働判例1013号）。

一方、2010年5月18日、東京支部、横浜支部会員らが中心に取り組んだ横浜地裁川崎支部の伊藤工業事件では、「研修」の実態から労働者性が否定されたが（労働判例1004号）、控訴審で逆転判決を目指して闘っている。

また、2010年11月19日、鹿嶋労働基準監督署は、2008年6月に亡くなった中国人技能実習生の労災申請に対して、過労死であると認めて支給決定を行った。これも、東京支部、横浜支部会員らが中心に取り組んだ事件である。

更に、2011年月14日、千葉の農業研修生の性暴力事件について、東京支部会員らが代理人として、千葉地裁に損害賠償請求訴訟を提起した。

他にも、東京支部を始め多くの青年法律家協会会員が、全国で研修・技能実習生事件に取り組んでいる。

また、東京支部、愛知支部、熊本支部の会員が中心になって、2010年9月26日、第14回人権研究交流集会（札幌）において、外国人研修生問題分科会「現代の奴隷制～外国人研修・技能実習制度」を企画・運営した。地元の市民からも多くの方の参加があり、今後の運動への足がかりを作ることができた。

## 2 B型肝炎訴訟

### (1) B型肝炎訴訟とは

#### ア B型肝炎ウイルスと集団予防接種

B型肝炎ウイルス（HBV）はヒトの血液を介して感染し、慢性肝炎、肝硬変、肝がんの原因となる。集団予防接種において、注射器・筒が連続使用された場合、前の被接種者にB型肝炎ウイルスの持続感染者が存在していれば、ほぼ確実に後者に対し感染する。

1948年、予防接種法が制定、施行され、予防接種が義務付けられた。国は、注射針・注射筒の使い回しの危険性を知りながらも注射器の連続使用を昭和63年頃まで放置した。このことにより、健康に生まれた多くの幼児がB型肝炎ウイルスの持続感染者とされた。

#### イ 2006年（平成18年）の最高裁判決

1989年6月30日、B型肝炎ウイルスに感染した5人の原告が、国を被告として、札幌地方裁判所に訴訟を提起した。17年もの長い裁判の結果、2006年6月16日、最高裁判所は、5人の原告全員について、B型肝炎ウイルスに感染した原因が、原告らが乳幼児の時に受けた注射針・筒を連続使用して実施された集団予防接種にあるとして、国の責任を認める判決を出した。

#### ウ 各地での訴訟提起

最高裁判決の後、原告・弁護団、肝炎患者団体等は、国と交渉を行い、国にはウイルス性肝炎患者の救済対策を採る責任があると迫ったが、国は、原告5人以外のB型肝炎感染者については、責任を認めず、救済対策を採らないとの態度を表明した。

このような国の態度を変え、予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染させられた被害者の被害を回復し、ウイルス性肝炎患者全てが安心して治療が受けられる恒久対策の確立を目的として、2008年、各地で訴訟が提起された。

現在、北海道、新潟、東京、静岡、北陸、大阪、広島、山陰、九州の9つの地域で弁護団が結成され、全国で613名の原告が提訴している。

### (2) 和解勧告から和解協議へ

#### ア 和解勧告

2010年3月12日、札幌地方裁判所が和解勧告を出し、現在まで札幌地方裁判所を中心に和解協議が進められている。

#### イ 和解協議の争点

和解協議では、国は、①無症候性キャリアについて予防接種から20年の除斥期間が経過しているため国に損害賠償責任がない、②集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染の因果関係が不確実であり、財源問題もあることから、C型肝炎救済法の基準に比べ非常に低い金額しか提示できない、③集団予防接種による感染であることの認定基準について、例えば、母子手帳などによって予防接種を受けたことの証明が必要である、などと主張していることから、原告・弁護団側と意見の一致がみられない状況が続いている。

#### ウ 現在の状況

昨年12月15日、民主党を含む全政党が超党派で、政府に対し、B型肝炎訴訟のキャリア被害者を含めた2010年内解決をする

よう要請を行った。

裁判所も今までの和解協議の中で国に対し、3度もキャリアについて再考を求めていたが、残念ながら、2010年内解決は叶わなかった。

そのような状況のなか、2011年1月11日、札幌地方裁判所は、和解による解決のための所見を示した。所見では、被害者全員救済の観点から最大の問題としてきたキャリア被害者に対する救済内容は、原告らが求めてきたものからすれば十分なものとは言えない。もっとも、キャリア被害者について検査費用及び和解金等の救済内容が示されていること、集団予防接種を受けたことの証明方法について母子手帳がなくとも救済の途が開かれた内容となっているなどからすると、一定の評価ができるものとなっている。

今後は、国に対して、一日も早い全面解決のための政治決断を求めつつ、上記所見について、原告の意見集約をするとともに、被害者の全員救済の実現に向けて、一層全力で取り組んでいく必要がある。

### 3 国公法違反弾圧事件

#### (1) 堀越事件

ア 2003年の衆議院議員総選挙の際、社会保険庁職員の堀越明男さんが、休日に自宅近くで共産党の機関紙号外等を配布したことが、国家公務員法違反（政治的行為禁止規定）に問われ、2004年に逮捕・起訴された。2006年6月、東京地裁は堀越さんに対して罰金10万円、執行猶予2年の判決を言い渡したが、2010年3月29日、東京高裁は画期的な逆転無罪判決を言い渡した。

イ 東京都の目黒社会保険事務所に勤務していた堀越さんは、休日に職場と関係のない自宅近くで「しんぶん赤旗」号外などをポストに投函していた。それを警視庁公安部がのべ171人もの警察官を動員し、約1ヶ月にわたって堀越さんを尾行・監視した上、堀越さ

んを逮捕し、日本共産党東京・千代田地区委員会を家宅捜索するなどした。

ウ 東京高裁判決は、堀越さんの職務内容とその裁量の余地のないこと、管理職でないこと、行為の態様などを詳細に認定した上で、勤務時間外に職場から離れた場所で、職務と関係なく行った政党機関誌号外の配布は「公務の中立的運営とこれに対する国民の信頼」を害する抽象的な危険すらないものであり、こうした行為を罰することは憲法21条と31条に違反すると判断した。これは、「当該公務員の管理職・非管理職の別、現業・非現業の別、裁量権の範囲の広狭などは・・・法の目的を阻害する点に差異をもたらすものではない」と広く公務員の政治的行為を刑罰をもって禁止することを正当化した猿払最高裁判決の判断を、実質的に否定したものと評価されている。

#### (2) 世田谷事件

ア 一方、世田谷事件は、2005年9月の衆議院議員総選挙の前日、当時厚労省の課長補佐の立場にあった宇治橋眞一さんが、世田谷区池尻にある池尻住宅の集合ポストに同じく日本共産党の機関紙号外を投函したとして、当初住居侵入罪で逮捕され、その後国公法違反で起訴された事件である。2008年9月、東京地裁は宇治橋さんに対して罰金10万円の有罪判決を言い渡し、2010年5月13日、東京高裁は宇治橋さんの控訴を棄却する判決を言い渡した。

イ 世田谷事件では、控訴審の審理がかなり異常なものとなった。すなわち、控訴審裁判長の出田孝一裁判長は、公判期日前から進行協議を行っていたにもかかわらず、弁護人が事前に提出した証人申請をすべて却下するという暴挙を行った。公判廷は騒然となり、傍聴席からも裁判長の訴訟指揮を非難する怒号が飛び交い、弁護団が裁判所に対して忌避申立を行う事態となった。その後も弁護団・運動体は、こうした裁判所の姿勢を非難し、弁

護側が申請した証人を採用するよう裁判所に迫ったが、出田裁判長はこれを一切意に介さず、結局証人は採用されないまま公判廷は結審し、判決言い渡しがなされた。

ウ 高裁判決は、「政党機関紙の配布は党派的偏向の強い行動類型に属する」としてビラ配布を「違法性の強い行為」とした。猿払最高裁判決についても、その後に飛躍的に発展した国内外の人権法に関する理論を踏まえることなく、「すべて見解を同じくする」として安易に踏襲し、国家公務員の政治的行為を制限した国公法を合憲と判断した。この高裁判決は、上記堀越事件の高裁判決のわずか1ヶ月半後に出されたものであるが、この堀越判決から大きく逆行するものとなった。

### (3) 最高裁へ上告

この2つの事件は、現在最高裁判所第2小法廷に係属しているが、弁護団・運動体は、猿払事件最高裁判決の変更を求めて大法廷への回付を求めている。また、この第2小法廷の裁判官の1人である古田佑紀裁判官は、かつて最高検察庁在籍中に堀越事件の捜査を担当しており、堀越事件については自ら審理を回避した。しかし、世田谷事件については一貫して回避を拒否している。しかし、上記2事件を大法廷に回付させ、違憲無罪判決を勝ち取るためには、公正な裁判を期待できない古田裁判官の回避が不可欠であるとして、現在同裁判官の回避を求める運動が行われている。

## 4 市民メディアNPJの活動

憲法擁護の観点から、マスメディアが伝えない社会問題、裁判情報を市民に提供することを目的に、会員弁護士が中心となって運営する市民メディア「News for the People in Japan(NPJ)」(<http://www.news-pj.net/>)も、本年で立ちあげから5年目を迎える。この間NPJは、会員からの情報提供に基づく社会的

事件の訴訟や、市民運動に関する情報などを提供してきた。

市民が真実を知ることが、民主主義の根幹であるが、市民はほとんどの情報を、政府発信の情報やコマーシャリズムに支配された情報、興味本位の情報ばかりを伝えるマスメディアからしか得ることができないのが現状である。その意味で、今後、NPJの活動はますます重要となるものであり、東京支部としても、今後も積極的にこの活動を支援していきたい。

## 5 子どもの貧困に関する取り組み (日弁連人権擁護大会)

(1) リーマンショック以降、国内における貧困問題は深刻さを増すばかりであるが、その中でも子どもたちにそのひずみが集中している。また、現に貧困に陥る大人の多くに、子ども期にさまざまな面で受けた不利益が蓄積されている。成人の貧困問題に対応するだけでは足りず、「子どもの貧困」に焦点を当てることが、労働・社会保障・教育の各分野において必要とされている。

今年度は、東京支部定例学習会においても、4月に「子どもの貧困(田部知江子会員)」と、6月に「行き場のない子どもたちに弁護士としてどう寄り添うか(坪井節子会員、細永貴子会員、久保田明人会員)」と子どもの貧困を考えるテーマを取り上げたが、10月6日に盛岡にて行われた日弁連人権擁護大会シンポジウム「子どもの貧困～すべての子どもたちの生存と発達を保障するために」には、準備段階から多数の支部会員が、実行委員として国内・国外の事前調査や基調報告集作成、シンポジウムの企画・運営に参加した。

### (2) 子どもたちの現状

シンポジウムでは、浅井春夫立教大学教授から、日本の子どもの貧困とそれをとりまく施策の貧困についての基調講演が行われた。続く東京弁護士会「もがれた翼」特別公演



「しあわせになりたい」と題した演劇の中で、離婚、トリプルワーク、派遣切り、うつなどの困難をかかえるシングルマザーのもと、居場所を無くし、シェルターにたどりつた17才の女子が、「子ども担当弁護士」をはじめ、さまざまな大人たちの支えの中、希望をとりもどしていくみちのりが紹介された。

「当事者の声」では4組の当事者からの発言がなされた。

ともに児童養護施設での暮らしを経験し、10代で結婚し、一児を子育て中のカップルからは、家庭での虐待、養護施設の中で受けた暴力、受け入れてくれない家族という境遇の中、結婚に至り、生活保護の受給を受けながら、保健師などからの支援を得て、子育てに向かい合っている状況が話された。

母子家庭で育つ定時制高校生からは、「高校中退を増やさないためには、高校から手を打っても遅いです。小学校のときから孤立した子どもを早く見つけ、助けることが何より大切です。放課後の勉強を見たり遊べる育成室を小学六年生まで行けるようにして下さい」との訴えがあった。

派遣切りにあった父親からは、「自分が派遣切りにあったために長男は公立大学を自らやめることを決めてしまった。親の働き方によって、子どもたちの健やかに成長する夢や希望をかなえることを阻んでしまった」との胸に迫る重い発言があった。

### (3) 海外の子どもの貧困撲滅施策の紹介

シンポジウムのための調査として、イギリス、フィンランド、ドイツの海外視察調査が行われた。

子どもの貧困が深刻な状況にあるイギリスは、「END CHILD POVERTY」の合い言葉のもと、1999年以降、子どもの貧困を直視し、子どもの貧困を終わらせるための多様な取組を行ってきたが、視察の中で、シュアスタートやプリスクールをはじめとする子どもや子育てへの早期の支援制度の充実や、パーソナルアドバイザーを採用した若者の雇用対策、徹底した調査と分析、そし

てそのデータを政策形成のために積極的に活用する姿勢などを知ることができた。

手厚い社会保障と学力の高さで知られ、イギリスのプリスクールのモデルであるフィンランドの調査では、「社会は人々を包み込むものでなければならない」とのフィンランド社会保健省の副局長の言葉にあらわれるように、コミュニティから切り離されてしまった個人を包む、温かく、しっかりとした社会基盤の必要性を痛感した。

ドイツでは、1990年代後半から雇用情勢の悪化により子どもの貧困率が増加した中、迅速に積極的な対応をとり、子どもの貧困の増加を食い止めており、その背景に国として保育の機能を①現在の貧困を克服する作用と②将来の貧困を回避する作用と積極的に意識し、国全体として保育の充実に取り組んでいることを学んだ。

### (4) 日本の子ども施策の現状とこれから

続くパネルディスカッションでは、元児童福祉士で岩手県立大学准教授の三上邦彦氏、しんぐるまざーずふおーらむの赤石千衣子氏、朝日新聞大阪本社記者の中塚久美子氏、元高校教諭で埼玉大学講師の青砥恭氏をパネラーとして進められた。三上氏からは、虐待の背景に貧困があり、岩手県内でも虐待死があり、子どものいのちが奪われていること、取り組みをはじめた地域ネットワークの紹介があり、青砥氏からは、詳細な聞き取りからまとめられた高校中退者のデータが示された。中塚氏からは、海外の施策の紹介と共に、早期支援の重要性が強調された。赤石氏からは、シングルマザーの心身・精神・経済的に余裕のない状況、「つまみぐい」ではない実効性のある施策の必要性が訴えられた。

「当事者の発言」でも示されたように、給食費、高校授業料などの滞納、高校中退を余儀なくされたり大学進学をあきらめたりする子どもをはじめとし、医療を受けられずに心身の健康を悪化させる子ども、虐待や家庭の崩壊などで家族の中で育つ機会を奪われ貧困に直面させられている子どもが増えている。

政府も2009年10月、ようやくわが国の17歳以下の子どものうち、7人に1人が貧困状態にあり、特にひとり親家庭の子どもに至っては半数以上が貧困状態にあることを明らかにした。

わが国では税・社会保障による所得再分配前に比して所得再分配後の子どもの貧困率が上昇するという逆転現象が生じ、本来、貧困を緩和すべき政策が、子どもの貧困を悪化させている。労働分野では規制緩和を背景とした非正規雇用の拡大により不安定・低賃金労働が広がり、社会保障制度は構造改革路線により子どものいる家庭への給付削減・負担増加が進められていったことで、子どもを育むべき家庭が脆弱になっていった。教育分野では、公教育が縮小され教育の私費負担が拡大している。

すべての子どもに不利益が蓄積されないようにするために、貧困の予防、早期支援がなされるべきであるのに、本来保障されるべき教育・支援を奪われた子どもが成長後も貧困から脱出できず、親の貧困が子どもの貧困に繋がるという「貧困の連鎖」の構造がつけられている。

このような現状は、子どもの生きる権利、成長し発達する権利、教育を受ける権利、家庭的環境で養育される権利等、日本国憲法及び子どもの権利条約で保障された子どもの権利を侵害する。

10月7日には、貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが家庭環境に左右されずに安心して生活を営み成長し発達することができるよう、国及び地方自治体に対し、労働法制・社会保障の抜本的改善と教育を受ける権利の実質的保障を図ることを求め、特に以下の諸方策を実施することを強く求めることを決議された。

#### <第1>直ちに実施すべき調査と総合施策の策定

- 1 子どもの貧困の実態調査を直ちに行い、その調査結果に基づいて、期限を定めた目標設定を行い、速やかに総合的かつ具体的

- な子どもの貧困対策を策定し実行すること
- 2 すべての子どものために、成長段階に応じた早期支援が可能となるように、地域におけるワンストップの拠点支援や学校におけるスクールソーシャルワーカー等の導入など、専門性・実効性の確保された継続的・総合的な支援態勢を確立させること

#### <第2>すべての子どもの貧困の予防と不利益の回避の実現

- 1 すべての子どもが良質な保育を受ける権利を保障され、これを享受できるように、保育施設を量的に拡充し、かつ、質的に向上させること
- 2 公立の義務教育課程及び高校の学費の完全無償化を実現させ、高等教育や私立高校についても経済的負担の軽減に向けた施策を充実させるとともに、すべての子どもがその資質や発達段階に応じた教育を受ける権利を実質的に保障されるよう、教育態勢を充実させること
- 3 特に貧困率の高いひとり親家庭について、児童扶養手当の拡充とともに、生活支援及び就労支援・職業訓練、住宅支援などにわたる生活全般の支援を充実させること
- 4 家庭で養育されることが困難となった子どもに対する社会的養護の制度の充実を図るとともに、継続的に一人一人の子どもが必要とする支援のコーディネーターを配置すること、国選代理人制度や給付型の法律扶助制度の導入など、子どもが公費で弁護士の法的支援を受けられる制度を創設すること

今後、この決議が単なる「決議」に終わることのないよう、具体的な活動が進められることが期待される。10月以降も、地域一括法案や、「子ども・子育て新システム」の導入法案などがあり、子どもたちにかかわる施策は混迷している。

## 6 NPT再検討会議と ニューヨークでの活動報告

### (1) ニューヨークでの活動報告

2010年5月3日から同月28日にかけて、ニューヨーク国連本部においてNPT（核不拡散条約）再検討会議が開催された。この会議の開催に先立ち、ニューヨークにおいて、原爆症認定集団訴訟など日本での様々な取組みによって明らかになった原爆被害の恐ろしさを伝え、核不拡散だけでなく核兵器廃絶に向けた協議の開始を要求すべく、総勢27名の法律家で代表団を結成して訪米した（青法協東京支部から多数参加）。

そして、ニューヨークにおいて、日本における核兵器廃絶に向けた取組みや原爆症認定集団訴訟によって明らかになった事実などをまとめた報告書（英文と日本語）や、原爆被害の実態を記載したビラ（表面：英文、裏面：日本語）を配布した。

また、NPT再検討会議開催直前の2010年4月30日及び5月1日には、NPT再検討会議に向けた国際共同行動である「国際平和会議」

（NGO主催）に参加し、その他にも、タイムズスクエアから国連本部前までのパレード、国連本部前広場でのフェスティバル、非核地帯条約国会議、米国法律家との意見交換会、国連原爆展への参加など、ニューヨーク滞在中に核兵器廃絶に向けた様々な活動に取り組んできた。

### (2) NPT再検討会議について

しかし、今回のNPT再検討会議は、オバマ大統領のプラハ演説にもみられたような「核兵器のない世界」に向けた動きが生じて

いる中で開催されたにもかかわらず、被爆国である日本は外務副大臣の参加にとどまっております。当初から核兵器廃絶に対する日本政府の消極的姿勢は明らかであった。

今回のNPT再検討会議では、最終日である5月28日に全会一致で最終文書が採択され、同文書において、①「核兵器禁止条約」に初めて言及されたこと、②国際人道法の遵守の必要性が述べられたこと、③中東決議、消極的安全保障、カットオフ条約について時間枠の設定が合意されたことなど、一定の前進が見られた。

しかし、当初の原案では核兵器保有国に対する具体的勧告などが盛り込まれていたにもかかわらず、核兵器保有国の抵抗により、修正・骨抜きにされてしまうなど、会議を通じて核兵器保有国の核兵器長期保有への強い執念もあらためて明らかになった。また、前述のとおり、米国の核の傘に依存する日本政府の消極的姿勢も浮き彫りになった。

### (3) 終わりに

NPT再検討会議で見られた核兵器長期保有への執念をあらわすかのように、2010年9月15日、米国が24回目の臨界前核実験を行い、それに対して日本政府は抗議すらしようとしなかった。このように未だ核抑止論に依存する勢力が核兵器廃絶に対する大きな障害として存在している。

この障害を乗り越えるために、2010年NPT再検討会議で得られた前進を手がかりに核兵器廃絶へ向けた流れを大きくしていく必要がある。そのために、まず日本が核兵器廃絶に向けて世界に強く働きかけるよう、日本政府に対して要求していかなければならない。

## IV 司法制度問題

### 1 裁判員制度

2009年8月にスタートした裁判員制度は、全国各地で実例を蓄積し、その中で、様々

な問題点が浮かびあがっている。

なお、2011年6月には、東京地方裁判所立川支部で、窃盗、強盗致傷及び詐欺の公訴事実のうち、詐欺罪につき無罪の判決、同年6月には千葉地方裁判所で覚せい剤取締法及び関税法違反事件で全面無罪判決が出たほか、12月には鹿児島地方裁判所で死刑求刑された強盗殺人罪につき無罪判決が出されている。

#### (1) 公判前整理手続きの問題点

争点、証拠の絞り込みによる被告人の防御権が実質的に制限されていることに対して、憲法上重大な問題が指摘されている。

裁判所は、はじめにスケジュールありき、裁判員の負担軽減という姿勢に終始しがちで、刑事訴訟法上の被告人の権利に対して軽視しがちな訴訟運営がなされ、その結果拙速、検察官の証明責任を結果的に軽減する重大な問題点が指摘されている。

#### (2) 死刑選択を含む重大事件の問題点

鹿児島での無罪判決は、一審で無罪判決が出た事案としては、1975年以来5件目であり、この点でも社会的に大きく注目された。

この事件は、直接証拠が存在せず、状況証拠により検察官が有罪を立証していったが、判決は「状況証拠から認定できる事実を総合しても、被告が犯人であると推認するには遠く及ばない」と検察側の主張を否定し、警察に対しても「真相解明のための十分な捜査が尽くされたか疑問が残る」と厳しく批判している。

大阪地検特捜部の証拠改ざん事件等、捜査のあり方が厳しく批判される中で、無罪推定の原則の立場を見失うことなく、裁判所が検察官に厳しく立証責任を求めることが必要である。

また、この裁判は、公判期日が40日間にも及んだこと、有罪か無罪か、死刑か無罪かという究極の選択を裁判員に強いたことで、施行から3年経過後の見直しに向け、裁判員裁判対象事件の選択について大きな論点となっ

た。

(3) 裁判員裁判は、裁判員の負担軽減に裁判所の目がいくあまりスケジュール優先、拙速な審理の中で、理由不備、消化不良の判決が下されることに対する危険が指摘されている。刑事裁判は、被告人のための裁判であって、このことは裁判員裁判でも同様である。

#### (4) 何よりも、弁護人の負担は大きい

また、この間の裁判員裁判で検証されたことは、刑事弁護人の加重負担の問題である。いわば超人的なスケジュールをこなす能力と気力がなければ弁護人はできない。その改善が必要である。

## 2 法曹人口問題

#### (1) 急激な司法試験合格者増政策のひずみ

この間の新司法試験制度導入に伴う合格者の増加により様々なひずみが発生している。新人弁護士の就職難は深刻で、ノキ弁、タク弁等の不安定な立場を選択せざるを得ない新人弁護士が増加している。

また、法科大学院における新司法試験合格率の低下は志ある学生から敬遠される傾向にあり、このことは法科大学院への志願者数の減少にも表れている。

さらに給費生廃止問題は今後の法曹養成に重大な問題である。

市民に身近な司法を実現する上で、量質ともに備わった法律家は必要であり、法曹人口を増やすこと自体は必要である。しかし、現状は、単に数のみが先行し、法律家の養成システム、公的扶助の拡充、は追いついていない。

また、裁判官、検察官の増加は、司法にとって急務であるがこれも実現していない。

#### (2) 若手弁護士の支援

青法協は、まさに市民の人権と生活を守る法律家の集まりであり、市民の視点から見て

いい法律家を育成に取り組む必要がある。

東京支部では、昨年、新人サポートメーリングリストを立ち上げた。今後OJTの具体化をしたい。

また、このことを通じて、個々の会員の努力にとどまらず、全体として埋もれた市民的ニーズの掘り起こし、技術の研鑽に努める場を提供していく。

### (3) 弁護士業務の改革

同時に、社会のニーズが変わる中で、あるべき弁護士像ももう一度点検し、自己変革をする必要があるのではないか。

説明責任、顧客サービス、アクセス障害の除去、費用の設定、などに支部として取り組んでいく。

## 3 給費制の完全復活を目指して ～1年延期という勝利の報告と 運動の総括

2010年11月26日、司法修習生に対する貸与制の実施を1年間延期する改正裁判所法が成立した。

2004年に自民・公明・民主等々圧倒的多数の可決によって決まった司法修習生の給費制の廃止を覆し、その維持を求める運動が本格的に動き出したのは昨年4月であった。派手な事件でもなく、国民の生活に直接的な打撃がある問題でもなく、一見「事業仕分け」の人気を背景に吹けば飛ぶような事柄である。これらの壁を乗り越え、不完全ではあるものの一応の「勝利」を収められた要因は何か。今後のたたかいを前に、運動の総括と課題の分析を試みたい。

「お金持ちしか法律家になれない国になってしまう」「若者の夢をつぶすな」。これが最初に運動の先頭に置かれたキャッチフレーズである。法科大学院修了生の半数以上が奨学金という名の負債を負い、その額は平均320万円。1000万円以上でも珍しくない

という現実には中堅ベテランの弁護士すら知らず、「弁護士＝お金持ち」のイメージがはびこるこの国全体に衝撃が広がった。法曹を目指す若者の経済苦や、就職難にあえぐ即独やノキ弁の新人弁護士の姿が、次第に報道されるようになった。このままでは多額の負債を抱えた新人弁護士が公益活動に取り組みなくなり、お金儲けに走ってしまう——しかしこの訴えに対しては、厳しい批判も向けられた。お金がなくても人権活動に邁進する弁護士はいる。また、「弱者の権利の守り手」という使命を持った法曹が養成されることが、給費制の維持を求める上での前提であるという意見も相次いだ。さらに、給費制廃止を強硬に唱える大手マスコミ各社の論説は受益者負担論、すなわち「利益を受ける本人が資格取得に必要な費用を負担するのは世の中の常識だ」という新自由主義的発想で一貫し、「司法制度改革の歩みを止めるな」という「改革」への妄信、そして「改革」の理念と現実との乖離を検証することを拒絶する非科学的な姿勢で彩られていた。

こうした各方面からの逆風に対し、日弁連をはじめとする運動体内部では日夜、問題の本質がどこにあるのか、議論が交わされた。「暴力装置」という言葉が最近話題になったが、判決一本で人の命まで奪える司法権（国家権力）は暴力装置そのものである。この暴力装置を担う法曹は近代国家の人的基盤であり、法曹の養成は国家の責任である。戦後、民主国家としての復興を目指して、この国は、民間にいながらも憲法秩序に組み込まれている弁護士を、裁判官・検察官と共に（統一して）修習させる制度を作った。国民の税金で養成することは、弁護士に弁護士法1条の使命を負わせたことに実効性を持たせた。国民は自分たちの税金で育てたからこそ、基本的人権の擁護と社会正義の実現を弁護士に期待・要求できるのである。給費制の廃止は、国民が「弁護士に文句言う筋合い」を奪い去ることを意味する。同時に人権活動に邁進する弁護士は「使命を全うする者」ではなく単なる「物好き」でしかなくなる。給費制の廃止は、

我が国の憲法秩序における弁護士的位置づけの大転換させるものなのである。このたたかいが新自由主義とのたたかいであることに気づけたことが、運動の全国的な広がりや深まりの大きな要因になったのではないかと思う。

地味で伝わりにくいテーマであるにもかかわらず、国会周辺パレードは2500人の参加者で成功を収め、日弁連の請願署名は67万筆にも達した。1年延期という勝利は、各種市民団体による市民連絡会と、法科大学院生・修習生・若手弁護士達によるビギナーズ・ネットの渾身の活動によるところが大きい。特に11月1日までの法改正が叶わないことになった後も、連日議員会館前で訴え続ける彼らの姿は、多くの国会議員に衝撃を与えたという。1000名を超えるビギナーズのメンバーが、「当事者」として全国各地で諦めずに続けた活動が、国民の心を捉え、国会を動かしたといえる。

1年の延期は、所詮は「とりあえず」の勝利である。そうであるばかりか、「法曹養成のあり方全体を見直す」との附帯決議がなされてしまったため、ハードルは一層高くなったといえる。しかし法曹人口や法科大学院制度がいかなるものであっても、給費制とその前提としての統一修習の意義は変わらず、死守しなければならない。国民の間に統一修習と給費制への理解が深まる様な地道な活動を続け、給費制の完全復活を目指したい。

#### 4 検察官の証拠改ざん問題

(1) 2010年9月21日、大阪地方検察庁特別捜査部所属の、障害者郵便制度悪用事件担当主任検事が証拠物件であるフロッピーディスクの改ざんにより証拠隠滅容疑で逮捕され、また、当時の主任検事の上司の元特捜部長及び元特捜副部長が犯人隠避の容疑で逮捕され、検事総長が引責辞任する事態となった。

(2) 2010年9月10日に障害者団体向け割り引き郵便制度悪用事件で、大阪地方裁判所が被告人であった村木厚子元局長に無罪判決を下した。その後、同事件の被告人の1人である厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課元係長が作成したとされる障害者団体証明書に関し、重要な証拠が改ざんされていた疑いのあることが9月21日付の朝日新聞朝刊で報道され、その後各メディアで報道された。その内容は、大阪地検特捜部は2009年5月26日に元係長のフロッピーディスクごと元データを差押していたが、その後重要な証拠である同データの作成日時を書き換えられていたというものであった。

(3) 主任検事は、結局この改ざんしたフロッピーディスクを元係長側に返却し、公判には証拠として提出しなかった。もし提出されていれば、村木元局長を強引に有罪に持ち込む証拠となった可能性もあり、権力の暴走に戦慄を覚える前代未聞の事件である。

(4) 特捜部では、かねてから、いわゆる国策捜査と言われ、特捜部の描いたストーリーに強引に合わせて捜査を行い、被疑者の逮捕・起訴を行うという弊害が指摘されていた。こうした組織ぐるみの強引な捜査方針により、現場の担当検事が事件へのプレッシャーからこうした証拠偽造というあつてはならない事件を引き起こしてしまった側面も否定できない。

(5) これまで数々の冤罪事件を引き起こしてきた警察・検察の捜査のあり方についてはこれまでも批判がなされてきたところである。適正な捜査のあり方についての根本的な議論が必要である。また、被疑者・被告人の自白過程の精査は不可欠であり、取調の全面可視化を何としても勝ち取る必要がある。

## V 2010年の東京支部の活動と今後の方針

### 1 定例学習会と合宿

(1) 東京支部では、本年度も50期・60期代の会員の積極的な参加によって活気ある活動が展開されてきたが、東京支部の活動の中心は、毎月1回行われる定例学習会と、年に2回行われている合宿である。

#### (2) 定例学習会

東京支部が後継者支援の一貫として、若手弁護士、司法修習生、法科大学院生、学生向けに行っている毎月の定例学習会は、毎回10～30名程度の参加があり、極めて充実したものとなっている。この1年間で開催された定例学習会は以下のとおりである。

- 09年11月 債務整理事件に弁護士はどのように取り組むべきか(小海範亮会員)
- 10年1月 2つの沖縄密約～沖縄密約文書情報公開請求訴訟(日隅一雄弁護士)
- 10年2月 原爆症認定集団訴訟～裁判とその到達点、今後の課題(中川重徳会員)
- 10年4月 子どもの貧困(田部知江子会員)
- 10年5月 堀越事件東京高裁判決～画期的無罪判決と、今後の課題(加藤健次会員)
- 10年6月 行き場のない子どもに弁護士としてどう寄り添うか(坪井節子会員、細永貴子会員、久保田明人会員)
- 10年7月 裁判員裁判の実践～裁判員裁判の実際とその課題(福島晃会員)
- 10年9月 新宿七夕訴訟～ホームレス生活保護裁判を通じて憲法25条と貧困問題を考える(戸舘圭之会員、新宿七夕訴訟原告Yさん、ホームレス総合相談ネットワーク事務局信木美穂さん)
- 10年10月 23期司法修習生任官拒否問題について～70年代の司法の危機を振

り返る(中山武敏会員)

- 10年11月 児童養護施設の子どもたちの人権について考える～「筑波愛児園事件」を題材に(筑波愛児園卒業生の戸嶋順子さん、田部知江子会員)
- 11年1月 実力行使から表現の自由を守る～映画『ザ・コーヴ』の上映に対する妨害を題材に(岩田整会員)

今後も、会員が関わっている社会的課題についての定例学習会を企画し、情報の発信と後継者養成の場として活用していきたい。

#### (3) 合宿

本年度も、以下のとおり春合宿と夏合宿が行われた。いずれも20名から30名程度の若手弁護士、司法修習生、法科大学院生、学生が参加し、大いに盛り上がった。

**春合宿** 2010年4月3日～4日 マホロバ・マインズ三浦

パネルディスカッション「弁護士増員による今後の競争時代をいかに生き抜くか」(原和良会員、小海範亮会員、田部知江子会員、中川素充会員、指宿昭一会員、高橋右京会員等)

**夏合宿** 2010年8月22日～23日 山中湖研修センター

- ①「弁護士の懲戒請求や依頼者とのトラブル防止策について」(佃克彦会員)
- ②「メンタルヘルスと労働相談」(須田洋平弁護士)

### 2 人権研究交流集会

平成22年9月25日及び26日、北海道札幌市の札幌コンベンションセンターにおい

て、第14回人権研究交流集会「人間らしく働き、人間らしく生きるために 一人権を守る新しいかたちを求めて―」が開催された。合計10の分科会のうち、憲法第25条分科会及び性教育分科会に東京支部の会員が多く関わった。

### (1) 憲法第25条分科会

人権経験交流集会の2日目となる26日に、東京支部企画として憲法25条分科会「憲法25条の使い方―一人権問題、憲法問題として考える―」が行われた。

当日に向け、企画担当者同士で打ち合わせを行ったり、パネリストも加わったメーリングリストで議論を行ったりという形で準備を進めた。当初は企画内容について漠然としたイメージでしかなかったものが、準備期間での検討を通じて具体的な形となっていき、成功を確信しつつ当日を迎えることができた。

当日は、まず主催者である東京支部の吉田悌一郎会員が、企画の趣旨について説明を行った。

続いて、「生存権保障過程（手続）の立憲主義的統制について―朝日訴訟控訴審判決を中心に―」というタイトルで、笹沼弘志・静岡大学教授が基調講演を行った。

笹沼教授はまず、自身が10年前に初めて生活保護の申請同行をした際に経験した、福祉事務所の違法な運用について語った。そのような違法な運用をただすものとして、憲法が力となるのかという問題提起を行った後、笹沼教授は、生活保護訴訟の原点というべき朝日訴訟について、原告である朝日氏を勝訴させた1審判決には、保護の基準の決定にあたって生活保護法8条2項が考慮すべきとしているような「考慮が必要な事情」と、「考慮しなくてもいい事情」、「考慮してはならない事情」という三段階の区別を十分にしていないという問題点があり、そのために財政状況や国民感情といった本来「考慮してはならない事情」を控訴審が考慮することを許し、朝日氏の逆転敗訴を招いたと分析をした。

その上で、笹沼教授は、「考慮が必要な事情」ではない事情を考慮すべき「やむを得ない」事情の立証責任を国に課すような厳格な審査方法こそが妥当であると述べた。

続いて、パネルディスカッションに移った。

パネルディスカッションでは、札幌における路上生活者の生活保護同行支援の状況についての報告、就労能力不活用を理由に生活保護申請を却下されたことを争っている岸和田及び新宿の訴訟の現状についての報告がなされた。また、母子加算・老齢加算の廃止を争った生存権裁判について、母子加算の復活という政治解決が図られたことなどの成果が報告された。

また、生活保護法以外として、障害者自立支援法が求める応益負担の違憲訴訟についての報告がなされた。これまで語られてこなかった、障害者の支援への憲法25条の新たな展開を探ったという同訴訟の報告から、憲法25条論の可能性を改めて認識することとなった。

質疑応答を経て、最後に各パネリストから、今後の実践に憲法25条を活かしたいという決意が語られた。

この分科会を通じて憲法25条を巡る様々な実践が結び付いたことが、今後の新たな展開につながることを期待したい。

### (2) 性教育裁判分科会

第14回人権研究交流集会において行われた分科会のうちの1つが、七生養護学校事件（いわゆる「ここから裁判」）の原告団・弁護団による性教育裁判分科会である。この分科会には、東京支部の会員も企画に携わった。

「知的障がいのある子どもの学ぶ権利を守ろうよ」というサブタイトルがついたこの分科会では、都立七生養護学校で教師たちが子ども達のために全人格をかけて積み重ねた「こころとからだの学習」、また現在に至るまでのたたかい（裁判）の道のりの紹介、そして当日参加された方々との意見交換が行われた。



チケット販売や集客対策に邁進する本部・北海道支部と対照的に、弁護団・原告団はいくつかのコネを頼りに北海道へチラシを送る程度の広報活動にとどまっていた。自分たちの話を北海道に聞きに来てくれと関東で広報することの難しさと、北海道に人脈がないことに加え、根拠なく漂う「きっとみんな来てくれるさ」との楽観的な空気が要因であった。本部・北海道支部の方々を当日まで心配させ続けてしまったことにはお詫びの申し上げようもないが、当日は一般の方を含めて55名もの参加者が当分科会をおとずれ、満員御礼の盛況の下で充実した活発な議論を行うことができた。

弁護団の山崎会員の司会進行で分科会は進められた。まず、いわゆる「七生養護学校事件」とはどのようなものだったのか、その概要を、当時のニュース映像を用いて紹介した。

次に、「こころとからだの学習とは～教師たちは何を伝えたかったか」というテーマで、原告であり七生養護学校の元養護教諭である井上千代子さんが報告した。ここでは「こころとからだの学習」が生まれる以前の七生養護学校で、虐待や遺棄など過酷な生育歴を持つ子ども達がどのような問題を起こしてしまうのか、教師たちがどのように悩み苦しみ、試行錯誤を重ねて「こころとからだの学習」を生み出したのかが語られ、「こころとからだの学習」を象徴するような存在でもある「からだうた」等の具体的な実践の紹介もなされた。

また、七生養護学校の卒業生である石井くんと中山くんは、原告団長で七生養護学校の元高等部教諭の日暮かをるさんがインタビューするという形で、七生養護学校での学校生活を中心に話した。彼らには軽度の知的障がいがある。しかし、コミュニケーションが比較的容易にとれ、言語能力にさほど問題がないので、世の中に氾濫する性情報の意味を理解できてしまうという意味では、より多くの「問題行動」を引き起こしかねないという難しい現実がある。彼らは性情報の波の中だと

まどい、悩んだこと、そして卒業後社会人として生活する現在、七生養護学校で「こころとからだの学習」を学べて本当によかったと思っていること等々を語ってくれた。

加えて日暮さんが、都議や都教委によって没収されてしまった絵本を使って再現授業が行われた。「こころとからだの学習」が、性教育の枠を超えた「生」教育であることが、参加者の方々にも実感して頂けたことと思われる。

その後、弁護団の中川重徳会員が、弁護団の取り組みについて説明を行った。弁護団員それぞれが1人の人間として七生養護学校事件への思いを胸に、そして法律家として、教育の自由に関わる教育裁判として例を見ない重大な本件をどのように受け止め、たたかってきたのかについて、紹介がなされた。

参加者の方々の発言も旺盛で、活発な意見交換がなされた。参加者にはやはり障がいのある子を持つ親や養護学校教諭が多く、例えば卒業後の子ども達への対応について質問があった。井上さんは「大事なことは、自分の悩みを誰か（誰でもいい）に相談できる場があること、そういう関係性があること。学校全体がそういう場になるように、取り組んできた」と話した。七生の教師たちが結果的に自分自身の性に向き合い、自分自身と向き合うことで進められてきた「こころとからだの学習」は、教育の本質、すなわち旭川学テ判決が言うところの「教師と生徒の人格的接触」の、1つの結実であることを参加者が分かち合うことができたと思う。

このような次第で、分科会は盛況のうちに終わり、裁判は去る2月22日に結審を迎えた（この原稿を執筆している現在、弁護団は目を血走らせながら最終準備書面を執筆中である）。日本の教育裁判の歴史に大きく影響を及ぼすであろうこの事件で、一審以上の形で勝利を収めるべく、全力で取り組む所存である。

### 3 新人サポートメーリングリスト

#### (1) 企画の趣旨

昨今の弁護士増員政策により、新人弁護士の就職難が問題となっているが、それに伴い、新人弁護士が弁護士としての職業的技量を身につける、いわゆるOJTの機会の減少が問題となっている。東京支部では、上記のとおり2010年の春合宿において「弁護士増員による今後の競争時代をいかに生き抜くか」というテーマで、特に新62期の新人弁護士を集めてパネルディスカッションを行った。その際、東京支部あるいは他の支部において、青法協会員の新人弁護士の中にも、特定の事務所に就職せずに自宅で独立開業を行っている会員、就職はしたものの、いわゆる給料保証がなく、先輩弁護士から仕事を回してもらうことができない等の問題に直面している会員が存在していることが明らかとなった。言うまでもなく、司法試験に合格し、司法研修所を卒業しただけでは、弁護士としての1人前の技量が身につく訳ではない。先輩弁護士などと一緒に事件を受任し、先輩弁護士の事件処理などを見ながら経験を積んでいくことによって仕事を覚えていくものである。ところが、最近の新人弁護士は、上記のような事情からこのようなOJTの機会を得ることができない、あるいはその機会が極めて限定されてしまっている場合がある。そこで、東京支部としては、新人会員向けにこのOJTの機会を創出するべく、以下に述べる新人サポートメーリングリストを立ち上げた。

#### (2) 企画の内容

会員間でメーリングリストを立ち上げた。そして、このメーリングリストに、一定の青法協会員であるサポート弁護士と新人会員弁護士が加入する。このメーリングリストは以下の目的に沿って利用する。

#### ① 事件処理についての質問

新人弁護士が日々の法律相談や事件処理で

疑問に思ったこと、事件処理の方針の妥当性、依頼者との関係、弁護士費用の設定、あるいは所属事務所との関係などについて、守秘義務に反しない範囲でメーリングリスト上で質問し、それに対してサポート弁護士が回答する。

これにより、様々な理由で気軽に先輩弁護士などに質問できない環境にある新人弁護士が質問できる環境を作る。また、独断で誤った事件処理を行ってしまうことを防ぐ。

#### ② 新規相談への勧誘及び共同受任

サポート弁護士が、近日中に新件相談を受ける予定がある場合に、メーリングリスト上で予定の合う新人弁護士がいれば一緒に相談を受けることを勧誘する。相談の結果事件として受任することになった場合、共同受任し、サポート弁護士と新人弁護士が共同で事件処理を行う。

これにより、様々な理由で先輩弁護士と一緒に相談を受け、共同で事件処理を行う機会の少ない環境にある新人弁護士に対し、OJTの機会を作り、サポート弁護士から相談の受け方や事件処理について学ぶことができる貴重な機会となる。

昨今、同様の新人サポート制度は、たとえば第二東京弁護士会法律相談センター等でも行われているが、東京支部の上記企画は、人権活動や憲法擁護という志を共通するお互いに顔の見える会員間に限定して行うところに意味がある。

(3) 本年度は、この新たに立ち上がったメーリングリストを活発化し、東京支部独自の新人サポートを行って行きたい。

以上

# 例会 報告

< 9月例会 (9月22日) >

## 新宿七夕訴訟

### ～ホームレス生活保護裁判を通じて 憲法25条と貧困問題を考える～

講師：戸舘圭之会員 (代々木総合法律事務所)

新宿七夕訴訟原告・Y氏

ホームレス総合相談ネットワーク事務局・信木美穂氏

今回は、「新宿七夕訴訟～ホームレス生活保護裁判を通じて憲法25条と貧困問題を考える～」と題して、同訴訟事務局長の戸舘圭之会員、同訴訟原告のY氏、ホームレス総合相談ネットワーク事務局の信木美穂氏にお話をいただいた。

この事件は、東京都新宿区内で路上生活を余儀なくされていたY氏が、アパートでの生活を求めて生活保護申請を行ったところ、新宿区福祉事務所の職員は、東京都及び特別区が設置・運営する自立支援センターの利用を執拗かつ強引に勧め、Y氏がそれに応じないと、今度は「稼働能力を活用していない」としてY氏の生活保護を却下した。そこでY氏は、2008年7月7日に新宿区を相手に、生活保護申請却下

処分取消等を求めて提訴した。

近年、貧困問題が叫ばれる中、最後のセーフティネットと呼ばれる生活保護の窓口の現場では、様々な難癖をつけて生活保護申請者を追い返すいわゆる水際作戦と呼ばれる違法行為が問題とされてきた。

同訴訟は、今後Y氏の生活保護申請に対応した新宿区福祉事務所の職員の尋問が予定されるなど、いよいよ佳境を迎えつつある。違法な生活保護行政をただし、わが国の深刻な貧困問題に対する国の姿勢を世に問うため、今後の訴訟や運動の展開に期待したい。

< 10月例会 (10月27日) >

## 23期司法修習生任官拒否問題について

### ～70年代の司法の危機を振り返る～

講師：中山武敏会員

今回は、「23期司法修習生任官拒否問題について～70年代の司法の危機を振り返る～」と題して、当時23期修習生として、同期の宇都宮健治弁護士らとともにこの23期司法修習

生任官拒否問題に取り組んだ中山武敏会員にお話をいただいた。

中山会員は、大変苦学して大学を卒業され、司法試験に合格された方で、子ども時代には、



父親が家の壁に日本国憲法の条文を掲げ、子ども時代から人権や平等についての教えを受け、それが弁護士を志すきっかけになったとのことであった。弁護士になってからも、ときには公園のトイレ掃除の仕事をしながら、狭山事件等の社会的事件に取り組んでこられた。

中山会員は、「弁護士になる前に経験した、

この23期修習生任官拒否問題に取り組んだ出来事は、今も自分の生きる姿勢を根底から支えている」「所属を超えて連帯の環を広げ、社会の根っこからの改革が大切」と熱く語って下さった。

大変苦勞された方であるにもかかわらず、今でもまるで少年のように純粋な眼で、今も理想に向かって活動されている中山会員の姿勢に大変感銘を受けた。同氏は現在、東京大空襲訴訟弁護

団の活動に取り組まれておられるが、今後の益々のご活躍に期待したい。



<11月例会(11月19日)>

## 児童養護施設の子どもたちの人権について考える ～「筑波愛児園事件」を題材に～

講師：筑波愛児園卒業生の戸嶋順子氏

田部知江子会員(オリーブの樹法律事務所)

今回は、「児童養護施設の子どもたちの人権について考える～「筑波愛児園事件」を題材に～」と題して、筑波愛児園卒業生の戸嶋順子氏と、田部知江子会員にお話をいただいた。

厚生労働省によると、2006年末現在、原則18歳までの約3万人の子どもたちが自治体や社会福祉法人が運営する全国560カ所の児童養護施設で暮らしている。筑波愛児園は、茨城県つくば市にある児童養護施設であるが、この施設で行われていた施設職員から児童への虐

待行為について、2002年に東京弁護士会に対して人権救済の申立がなされた。その後、東京弁護士会から勧告がなされ、園長をはじめとする職員の入れ替えがなされた。

戸嶋氏は、この当時筑波愛児園で生活していたが、児童養護施設で生活する子どもたちの状況や、卒園した後の生活などについてお話をいただいた。施設というある意味社会から隔絶された世界では、虐待を受けた子どもは容易に外に助けを求めることができない。また同時に、

虐待問題の背景には、慢性的な施設の予算や人員不足があることもわかった。

戸嶋氏は現在、働きながら大学に通っており、全国で自己の体験等をお話しされている。この筑波愛児園事件を風化させないため、また現在もあるであろう施設での人権侵害の問題を社会に訴えるために、今後もできる限り話をしていきたいと語っておられた。



# 春合宿 の お知らせ

毎年恒例の春合宿を下記のように行います。詳細は、後日ホームページやメーリングリスト等であらためてお知らせします。



**【日時】** 3月27日(日)～3月28日(月)

**【場所】** マホロバマインズ三浦

(<http://www.maholova-minds.com/access/index.html>)

〒238-0101 神奈川県三浦市南下浦町上宮田3231

TEL : 046-889-8900 (大代表) FAX : 046-889-8925

(写真は、昨年の春合宿。同じ、マホロバマインズ三浦で行ったものです)